

資料編

1. 栲原町地域公共交通会議設置要綱
2. 栲原町地域公共交通会議委員名簿
3. 栲原町地域公共交通会議の開催概要

1. 梶原町地域公共交通会議設置要綱

梶原町地域公共交通会議設置要綱

制定 令和2年8月14日

改正 令和2年9月30日

(目的)

第1条 梶原町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通確保維持事業に係る生活交通確保維持改善計画及び地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(委員)

第3条 交通会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 梶原町長又はその指名する者
- (2) 梶原町内に営業本店、支店を置く一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
- (3) 梶原町において現に自家用旅客有償輸送を行っている法人等の代表者、又は行おうとしている法人等の代表者、又は代表者が指名する者
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 高知運輸支局長又はその指名する者
- (6) 梶原町商工会長又はその指名する者
- (7) 国保梶原病院長又はその指名する者
- (8) 道路管理者、警察、学識経験者等、交通会議が必要と認める者

(会長)

第4条 交通会議に会長をおき、前条第2項第1号に掲げる者をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議は会長が招集するものとし、会議の議長は、会長が務めるものとする。

2 交通会議の議事は、話し合いによる委員の総意をもって決するものとする。ただし、話し合いによりがたいときは、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長が必要と認めるときは、オブザーバーとして、会議に委員以外の者に出席を求めることができる。

4 交通会議は原則として公開する。

(協議結果の取扱い)

第6条 関係者は、交通会議において協議が整った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(窓口の設置)

第7条 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、連絡・通報窓口を設置する。

2 連絡・通報窓口は、栲原町総務課とする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、栲原町総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月30日から施行する。

2. 梶原町地域公共交通会議委員名簿

梶原町地域公共交通会議 委員

| 要綱 第3条第2項 | 職名 | 氏名 |
|--------------|----------------------|--------|
| 1 | 町長 | 吉田 尚人 |
| 2 | 高知高陵交通株式会社 代表取締役 | 戸田 政克 |
| 2 | くるめハイヤー | 来米 彩 |
| 2 | 四万川交通ハイヤー 代表者 | 長山 亀一郎 |
| 2 | ゆすはら介護タクシー | 上川 渉 |
| 3 | 特定非営利活動法人 絆 理事長 | 矢野 豪佑 |
| 4 | 越知面区 区長 | 上田 末喜 |
| 4 | 四万川区 区長 | 空岡 則明 |
| 4 | 東区 区長 | 氏原 隼雄 |
| 4 | 西区 区長 | 西村 建雄 |
| 4 | 初瀬区 区長 | 矢野 敬明 |
| 4 | 松原区 区長 | 松山 榮喜 |
| 5 | 四国運輸局高知運輸支局首席運輸企画専門官 | 山本 圭 |
| 5 | 四国運輸局高知運輸支局首席運輸企画専門官 | 出海 博史 |
| 6 | 梶原町商工会 会長 | 長山 和幸 |
| 7 | 梶原病院 事務長 | 中越 健三 |
| 8 | 須崎土木事務所維持管理課 課長 | 河野 正志 |
| 8 | 須崎警察署交通課 課長 | 野口 哲也 |
| 8 | 高知工科大学地域公共交通研究室 | 西内 裕晶 |
| 8 | 高知県交通運輸政策課長 | 岡田 哲也 |

梶原町地域公共交通会議設置要綱第3条第2項

- 1 梶原町長又はその指名する者
- 2 町内に営業本店、支店を置く一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
- 3 梶原町において現に自家用旅客有償運送を行っている法人等の代表者、又は行おうとしている法人等の代表者、又は代表者が指名する者
- 4 住民又は利用者の代表
- 5 高知運輸支局長又はその指名する者
- 6 梶原町商工会長又はその指名する者
- 7 国保梶原病院長又はその指名する者
- 8 道路管理者、警察、学識経験者等、交通会議が必要と認める者

3. 梶原町地域公共交通会議の開催概要

第1回梶原町地域公共交通会議

開催日時 令和2年10月8日 13時30分～15時30分

開催場所 梶原町役場 2階会議室（議場）

梶原町地域公共交通会議の設置について

- (1) 地域公共交通会議とは
- (2) 梶原町地域公共交通会議設置の趣旨
- (3) 委員への委嘱
- (4) 委員自己紹介

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等」の改正について

梶原町の現況説明

- (1) 梶原町の移動手段確保をとりまく現況
- (2) 梶原町が抱える移動手段確保に関する課題

今後の事業推進について

他地域における移動手段確保の取り組み事例紹介

第2回梶原町地域公共交通会議

開催日時 令和3年1月29日 13時30分～15時30分

開催場所 梶原町役場 2階会議室（議場）

現況調査の結果報告

- (1) 住民との意見交換
- (2) 学生アンケート調査
- (3) 交通事業者ヒアリング
- (4) 関係者ヒアリング
- (5) 路線バス・利用者の意向把握
- (6) 乗務員アンケート調査
- (7) 既存路線バス利用状況の整理

現状の整理と課題抽出

地域公共交通計画のとりまとめ方針

生活交通網再編方針案について

今後の事業推進について

第3回梶原町地域公共交通会議

開催日時 令和3年3月3日 13時30分～15時30分

開催場所 梶原町役場 2階会議室（議場）

- 高知高陵交通日吉線について
- 地域公共交通計画（素案）について
- 生活交通網再編方針のとりまとめ作業について
- 今後の事業推進について

第4回栲原町地域公共交通会議

開催日時 令和3年3月25日 10時00分～11時00分

開催場所 栲原町役場 2階会議室（議場）

- 栲原町地域公共交通計画パブリックコメント結果について
- 栲原町地域公共交通計画（案）について
- 町民への周知方法について
- 今後の取り組みについて

令和6年度

第2回梶原町地域公共交通会議

開催日時 令和6年7月29日を意見収集の最終締切として書面開催

- 自家用有償運送登録の更新 について

- 梶原町地域公共交通計画の変更について